ASBJ

第 577 回企業会計基準委員会	資料番号	審議事項(3)-5
	日付	2026 年 5 月 28 日

プロジェクト	排出量取引制度に係る会計上の取扱い
項目	第 177 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 177 回実務対応専門委員会（2026 年 5 月 20 日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。

制度対象事業者の排出枠の売却の会計処理

（案 1 のシンプルな会計処理の方向性を支持する意見）

2. 作成者の観点では、無償割当の排出枠と購入した排出枠の会計処理を分けることを基準に明文化することは難しいのではないかという印象があり、購入した排出枠の分類についてシンプルな（案 1）を支持する。制度を考えたときに、制度対象事業者の目的は一定程度明らかであると考えられるため、（案 1）で会計処理を統一したとしても問題は生じないのではないかと考える。

（案 2 を支持するが、義務の充当に用いる目的で保有するものは無償割当と同様の会計処理とすべきとする意見）

3. 資料(2)の第 9 項で「主に排出実績量が無償割当の排出枠の量を上回る場合に備えて購入するものが多いと考えられる」とされているため、購入した排出枠について無償割当の排出枠と同じように扱うことも考えられる。排出枠が不足する場合は購入した排出枠も義務に充当することとなるため、無償割当の排出枠と購入した排出枠で区分するのではなく、（案 2）のように保有目的で分類する方が理解しやすい。また、複雑性を回避するために、トレーディング目的でないものは義務の履行に充当する目的で保有する排出枠に区分することで、購入した排出枠を 2 つの区分に分類することが考えられる。

4. （案 1）のシンプルな会計処理という方向性には賛同するが、購入した排出枠の売却後に保有義務を充足するために排出枠の購入が必要となる場合も想定されるため、一律に売却損益を計上することが適切であるか疑問がある。

（その他の意見）

5. 購入した排出枠と無償割当の排出枠を区別して会計処理を検討する方向性について理解

できるものの、実際に区別して管理可能であるのか懸念がある。

6. 制度対象事業者は制度上、義務を負っている点に着目した上で、シンプルな会計処理であるべきと考える。トレーディング目的は金融投資の考え方になるため、これまでの整理とは別の考え方になるのではないか。現時点でトレーディング目的の取引の程度が想定しにくいのであれば、例えば、トレーディングになるような取引は基準上想定しないとして範囲外にすることも考えられる。

7. （案 1）と（案 2）では、会計処理の複雑性が異なるだけでなく、ロジックが異なっているのではないか。（案 1)は購入した排出枠を割当年度の義務と紐付いていない資産であると考えている一方、（案 2）は保有義務の充足を目的として保有する排出枠について制度対象事業者である限り将来の義務に充当することになるため義務から解放されていないと考えられているのではないかと考える。

8. 資料(2)の第 12 項の「継続的関与」の表現については誤解を生む可能性があると考える。法律上、排出枠の保有義務は償却日の一時点に履行するものであり、保有し続けなければならないということではなく、売却後に同一物である排出枠を買い戻す必要もない。「条件付きの売却」にも該当しないと考える。

制度対象事業者の引当金の会計処理

（費用計上に係る「当期の負担に属する金額」）

9. 割当年度の排出実績量見込みに対する排出の実績を加味して配分した金額により費用を計上することに賛同する。

10. 期中（四半期）決算上、排出量の超過が見込まれることとなった時点から費用が生じることになると理解したが、第 1 四半期から年度を通じた排出量の増加に応じて費用が計上されていくことが実態に合っている印象がある。

（無償割当の排出枠の 2 年度分保有と引当金の関係）

当年度の引当金の会計処理には翌年度分を加味しない会計処理を支持する意見

11. 償却日に 2 年度分の無償割当の排出枠を保有している場合であっても、翌割当年度分の無償割当の排出枠を加味せず当割当年度の引当金の会計処理を行うことに賛同する。

単年度の損益の変動について懸念する意見

12. 当割当年度は排出枠が余剰となり利益を計上し、翌割当年度は排出枠が不足となり損失を計上する場合、これらの損益の変動が段階利益や原価計算に与える影響について懸念している。

13. 翌割当年度分の無償割当の排出枠を加味しない単年度制度としての会計処理は、システム次第ではあるが、かなり煩雑となる懸念がある。また、当年度の新規の設備投資により翌年度の排出量の大幅な削減もありうることなどを踏まえると、単年度制度としての会計処理を全面的に賛同できるか難しいところである。

（実質的に複数年度の制度としてとらえるべきとする意見）

14. 翌割当年度分の無償割当の排出枠を当割当年度の保有義務に充当した場合、将来の排出枠を引き渡す義務に相当する負債を認識することになると理解したが、この負債の単価について市場価格のほか、翌割当年度の無償割当の排出枠も踏まえてゼロということも考えられるか検討が必要と考える。翌割当年度の無償割当の排出枠を前倒しで使用できる点及び当割当年度の余剰の排出枠を翌割当年度以降に繰り越して使用できる点を考慮すると、実質的に複数年度の制度であるとの考え方もあるのではないか。

以　上